

令和8年(2026年)度入学者

公益財団法人長谷育英奨学生募集要項

奨学資金貸与制度の目的

鳥取県内に住所を有する者の子等で大学、短期大学、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上のものに限る。）（これらを以下「大学等」という。）に入学しようとする者のうち学業が優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対し、奨学資金を貸与することにより、有為な人材の育成に寄与することを目的とする。 **【この奨学金は、返還の必要があるものです。】**

※ 大学校は、上記の「大学等」には該当しません。

貸与額

(1) 奨学金（無利子）

月額40,000円、55,000円、65,000円から選択。

ただし、65,000円は自宅外通学生に限りです。

貸与期間が4年間以上の者は、2年毎に月額の変更ができます。

(2) 入学時奨学一時金（無利子）

第1学年の入学月から奨学金の貸与を受ける場合、希望により入学月の月額に30万円を増額して貸与を受けることができます。 (入学時奨学一時金だけの貸与はできません。)

募集人員

15人

貸与期間

令和8年4月から、大学等の正規の修業年限の終了する月まで。

応募資格

次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和8年度に大学等へ入学しようとする者。
- (2) 奨学金の貸与を受けることとなる日の1年前から、引き続き鳥取県内に住所を有する者の子等であること。
- (3) 高等学校第2学年時の学業成績の平均値が3.5以上であり、品行方正であること。
(既卒者は第3学年時の平均値)
- (4) 申請者の属する世帯の年間所得が、【別表1】の所得基準以下であること。
- (5) 他の奨学金との併願は可能ですが、進学後に他の貸与奨学金と併用しないこと。
当会の奨学生を選択したときは他の貸与奨学金は辞退してください。

(例 日本学生支援機構・鳥取県育英奨学資金等)

ただし、給付奨学金（返済不要）の併用は認めます。

応募方法

奨学資金を希望する人は、次の書類を在学している高等学校長へ提出してください。

(既卒者は、出身高等学校へ提出してください。)

- (1) 長谷育英奨学資金貸与申請書
- (2) 長谷育英奨学資金貸与推薦調書(既卒者は3学年時)
- (3) 令和7年度(令和6年分)の市町村発行の所得証明書(コピーでも可)
(本人・就学者・乳幼児を除く世帯全員分)

※ 申請書類(申請書・推薦調書)は当会ホームページからも印刷・使用することができます。

申 込 期 限 令和7年9月30日(火)

結果通知

令和7年10月下旬(予定)に申請者本人および推薦高等学校等へ採用・不採用の通知をします。

採用者については、大学等へ入学後、在学証明書・誓約書等の提出をもって貸与を開始します。

(令和8年5月中旬貸与開始予定。入学時奨学一時金については、希望により入学前(4月当初)に貸与することもできます。)

奨学金の返還

奨学資金は無利子とし、貸与の終了から6ヶ月を経過した後に月賦または半年賦により返還していただきます。最長返還年数は、貸与総額により下表のとおり定められています。

割賦額を多くして返還期間を年単位で短くすることもできます。また、就労初期の返還額を少なくする段階的返還制度もあります。

(1) 入学時奨学一時金を含まない場合の返還例

区分	貸与月額 円	貸与総額 円	最長返還年数 年 (回)		返還月額 円
2年制	40,000	960,000	9	(108)	※ 8,890
	55,000	1,320,000	11	(132)	10,000
	65,000	1,560,000	12	(144)	※ 10,840
3年制	40,000	1,440,000	11	(132)	※ 10,910
	55,000	1,980,000	14	(168)	※ 11,790
	65,000	2,340,000	15	(180)	13,000
4年制	40,000	1,920,000	14	(168)	※ 11,430
	55,000	2,640,000	16	(192)	13,750
	65,000	3,120,000	18	(216)	※ 14,450
6年制	40,000	2,880,000	17	(204)	※ 14,120
	55,000	3,960,000	20	(240)	16,500
	65,000	4,680,000	20	(240)	19,500

※ 最終回に端数調整をします。

(2) 入学時奨学一時金を含む場合の返還例

区分	貸与月額 円	入学時奨学一時金 円	貸与総額 円	最長返還年数 年 (回)	返還月額 円
2年制	40,000	300,000	1,260,000	10 (120)	10,500
	55,000		1,620,000	12 (144)	11,250
	65,000		1,860,000	13 (156)	※ 11,930
3年制	40,000		1,740,000	13 (156)	※ 11,160
	55,000		2,280,000	15 (180)	※ 12,670
	65,000		2,640,000	16 (192)	13,750
4年制	40,000		2,220,000	15 (180)	※ 12,340
	55,000		2,940,000	17 (204)	※ 14,420
	65,000		3,420,000	19 (228)	15,000
6年制	40,000		3,180,000	18 (216)	※ 14,730
	55,000		4,260,000	20 (240)	17,750
	65,000		4,980,000	20 (240)	20,750

※ 最終回に端数調整をします。

- (3) 返還方法は、預金口座振替(自動引き落とし)です。
- (4) 奨学資金はいつでも繰り上げて返還することができます。返還金残額を3年分以上繰り上げて一括返還(完了)した場合、**繰上金額分の1.2%を報奨金**として後日支払います。
- (5) 奨学資金の返還を怠った時は、6ヶ月毎に延滞金が加算されます。
- (6) 当会の奨学金返還は、鳥取県の奨学金支援助成金制度の対象です。

詳しくは、「**鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金**」をご覧ください。

そ の 他

- (1) 奨学生に内定した人が令和8年度に大学等へ入学しないときは、その資格を失います。
また、入学時奨学一時金を受領している場合はこれを速やかに返還しなければなりません。
- (2) 「奨学金貸与申請書」の法定代理人(連帯保証人1)は父母またはそれに代わる人にしてください。また、奨学生内定後に提出する「誓約書」の連帯保証人(2)は、本人および法定代理人(連帯保証人1)とは住居・生計を別にする人で、原則としておじ・おば・きょうだい・いとこ等の所得や返還の資力がある成年者にしてください。
- (3) 奨学資金貸与の振り込みは、鳥取銀行、山陰合同銀行の本支店の本人名義の口座とします。
- (4) 奨学生に採用された人は、毎年4月末日までに前年度の学業成績表を提出してください。
- (5) 申請書類等はいずれの結果の場合も返却せず、当会が責任を持って廃棄します。

【提出・問い合わせ先】

〒680-0051 鳥取市若桜町39番地 ロゴス文化会館

公益財団法人長谷育英奨学会

TEL 0857-21-1588 (土日祝日を除く 9:45~16:45)

FAX 0857-50-1617

E-mail info@haseikuei.jp

URL <https://www.haseikuei.jp>

【別表 1】

所得基準額表

区 分		令和 6 年分所得	備 考
世 帯 人 員	1 人	6 7 8 万円	世帯人員が 7 人を超える場合は、 1 人増すごとに 2 0 万円を加算する。
	2 人	7 8 2 万円	
	3 人	8 2 8 万円	
	4 人	8 5 5 万円	
	5 人	8 8 2 万円	
	6 人	9 0 2 万円	
	7 人	9 2 2 万円	

- 備考 1 生計を一にする世帯全員の所得額合計から、別表 2 の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。
- 2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。

【別表 2】

特 別 控 除 額 表

特 別 の 事 情		特 別 控 除			
A 世帯を 対象と する る 控 除	(1) 一人親世帯	49万円			
	(2) 本人以外の就学者が いる世帯 (児童・生徒・学生 1人につき)	小 学 校		8万円	
		中 学 校		16万円	
				自 宅 通 学	自宅外通学
		高 等 学 校	国 公 立	28万円	47万円
			私 立	41	60
		高等専門学校	国 公 立	36	55
			私 立	60	80
		短期大学・大学	国 公 立	59	102
			私 立	101	144
		専 修 学 校	高等課程	国 公 立	17
	私 立			37	46
	専門課程		国 公 立	22	62
			私 立	72	112
(3) 障がい者のいる世帯 1人につき	障がい者に該当する者 (申請書添付資料：障がい者手帳、療育手帳等の写し等)			86万円	
(4) 長期療養者のいる 世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。 (申請書添付資料：令和6年中の診療費領収書の写し)				
(5) 主たる家計支持者が 別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額（住居費・光熱水費に限る） ただし、71万円を限度とする。 (申請書添付資料：令和6年中の住居費、光熱水費領収書等の写し)				
(6) 火災・風水害・盗難 等の被害を受けた 世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生 産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増 または収入減になると認められる年間金額。 (申請書添付資料：被災を証明する書類および将来長期にわたって支出 増または収入減になると思われる年額の見積書)				
B 申請者本人を対象とする 控除（本人のみが対象）		59万円			

備考：A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合には、
それらの特別控除額を併せて控除することができる。

【記載上の注意】

(様式貸規第1号)

長谷育英奨学資金貸与申請書

フリガナ 申請者氏名			男・女	生年月日	平成 年 月 日生		
現住所	〒 電話 - -						
高等学校名等	立 課程 ※ 在学 ・ 卒業 (	学科 年 月)	高等学校 科	高等学校 卒業程度 認定試験合格	年 月		
入学時 奨学一時金	※ 希望する ・ 希望しない		進学予定学校の種別		※ 大学 ・ 短期大学 ・ 専修学校(専門課程)		
生計を一にする家族 及びその所得者	就学者を除く家族	続柄	氏名	年齢	所得等の種類	収入金額(税込) ・売上高	所得(利益)金額 (税込)
	就学者	続柄	氏名	設置者別	学校種類別	学年	通学別 (小・中・高)
	本人			※ 国・公 ・ 私立		※ 自宅	
				※ 国・公 ・ 私立	※ 小・中・高・高専・大・ 専修(高・専)・その他()	※ 自宅	
				※ 国・公 ・ 私立	※ 小・中・高・高専・大・ 専修(高・専)・その他()	※ 自宅	
				※ 国・公 ・ 私立	※ 小・中・高・高専・大・ 専修(高・専)・その他()	※ 自宅	
				※ 国・公 ・ 私立	※ 小・中・高・高専・大・ 専修(高・専)・その他()	※ 自宅	

募集要項の貸与額(2)を参照してください。

主に家計を支えている人には○
別居している人には×
(単身赴任など)

「令和6年分所得証明書」の
「収入金額等」欄より転記
年金受給者の人は、
「令和6年分所得証明書」の
「年金収入額等」欄より転記

「令和6年分所得証明書」の
「所得金額等」欄より転記

- 備考 1 ※印は、該当するものを○で囲むこと。
2 「生計を一にする家族及びその所得の欄は、主たる家計支持者に○印、別居者に×印を「続柄」の左欄に記入すること。
3 「学校種類別」の欄の「その他」は、特別控除額表の校種に当てはまらない学校(各種学校等)の場合に○で囲むこと。

家庭事情	特 別 の 事 情	該 当 欄 (該当する欄に○を付ける)	特 別 の 事 情	該 当 欄 (該当する欄に○を付ける)
	(1) ひとり親世帯		(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	
	(2) 申請者以外に就学者のいる世帯		(6) 災害を受けた世帯	
	(3) 障がい者のいる世帯		(7) その他特別な事情がある世帯	
	(4) 長期療養者のいる世帯			
(上記(3)～(7)に該当する世帯にあっては、その事情、状況等を具体的に記載すること。)				

上記のとおり記載事項に相違ありませんので、長谷育英奨学資金貸与規程の定めにより、育英奨学資金の貸与を申請します。

令和 年 月 日

公益財団法人長谷育英奨学会 様

各自自署してください

申請者 氏 名

法定代理人(連帯保証人1)
 氏 名
 住 所

父母またはそれに代わる人

日中の連絡先
 氏 名
 携帯・勤務先

当会より問い合わせをする
 場合があります
 日中に対応できる方の連絡
 先を記入してください

備考：1. 「家庭事情」の欄の(3)から(6)までに該当する場合は、その事由を証する書類を添付すること
2. 日中の連絡先は、平日の日中に必ず連絡ができる電話番号を記入すること。

提出・問い合わせ先

〒680-0051 鳥取市若桜町 3 9 番地 ロゴス文化会館
公益財団法人 長谷育英奨学会

TEL : 0857-21-1588 (土日祝日を除く 9:45~16:45)

FAX : 0857-50-1617

E-mail : info@haseikuei.jp

<https://www.haseikuei.jp>